

生駒市規則第 2 2 号

生駒市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 6 年 6 月 3 0 日

生駒市長 山 下 真

生駒市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

生駒市消防本部の組織に関する規則（平成 7 年 3 月生駒市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条を第 2 2 条とし、第 1 8 条から第 2 0 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 1 7 条ただし書中「課長が階級及びその前任の順位により」を「、あらかじめ消防長が定める職員が」に改め、同条を第 1 8 条とする。

第 1 6 条の次に次の 1 条を加える。

（消防職員にあつて階級を要しない場合）

第 1 7 条 第 8 条第 2 項、第 1 0 条第 2 項、第 1 1 条第 2 項、第 1 2 条第 2 項、第 1 4 条第 2 項、第 1 5 条第 2 項又は前条第 2 項の規定にかかわらず、消防長が特に必要と認める場合は、当該各項に規定する職が当該各項に規定する階級であることを要しない。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 7 月 1 日から施行する。